

令和6年3月6日開催

第10回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第10回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年3月6日(水)  
2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
閉 刻 13時58分  
3. 開催場所 遠軽町議会議場  
4. 出席委員 14人

会 長	18番	石丸 博雄
委 員	17番	佐藤 克哉
委 員	3番	西塚 仁志
委 員	4番	鈴木 智志
委 員	5番	坂本 俊彦
委 員	6番	大河原正一
委 員	7番	須藤 智弘
委 員	8番	小山田和美
委 員	9番	笹原 仁志
委 員	10番	菅井 誠
委 員	11番	原田喜一郎
委 員	13番	鈴木 和弘
委 員	15番	相田 幸博
委 員	16番	関口 隆宏

5. 欠席委員 4人

委 員	1番	林 秀和
委 員	2番	早川 剛司
委 員	12番	西原 弘子
委 員	14番	西 美紀

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	4番	鈴木 智志
委 員	13番	鈴木 和弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 係長 原 吉生

第3 議案第1号 河川区域内の土地(農地)の権利譲渡承認申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農  
用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当専門員	菊地 隆

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和5年度第10回遠軽町農業委員会総会を開催します。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員13名であります。「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告いたします。

　なお、1番　林委員、2番　早川委員、12番　西原委員、14番　西委員から都合により欠席の、また、16番　関口委員から都合により遅刻の届け出がありましたので、ご報告します。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することになっておりますので、4番　鈴木智志委員、13番　鈴木和弘委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

事務局長　それでは、諸般の報告をいたします。令和6年2月6日、第9回農業委員会総会を開催しております。2月16日、新規就農者対策会議が網走市で行われ、事務局長が出席しております。次に今後の予定であります。令和6年3月7日から15日まで定例町議会が開催され、石丸会長と事務局長が出席する予定であります。次に、3月8日、北海道農業者年金協議会幹事会が札幌市で開催され、石丸会長が出席する予定であります。次に、3月18日、北海道農業会議第96回通常総会及び農業委員長・事務局長会議が札幌市で行われ、石丸会長と事務局長が出席する予定であります。それから、次回の農業委員会の総会でございますが、令和6年4月8日、月曜日となっております。

　以上で、諸般の報告を終わります。

議長　　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長　　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件があります。議事進行の都合上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議案第1号

議長　　それでは、議案第1号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請について」2件を議題とします。

　事務局から、議案を説明させます。  
（事務局　議案朗読説明）

事務局　　2ページをお開きください。議案第1号「河川区域内の土地（農地）の権利譲渡承認申請について」。河川区域内の土地（農地）について、河川法第34条第1項の規定により別紙のとおり権利譲渡承認申請があったの

で、意見を付して北海道知事に進達する。令和6年3月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

3 ページをお開きください。その1 1 申請人の住所・氏名。譲渡人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」、譲受人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●●」、2 申請の土地。所在「遠軽町●●●」、地番「●●番地先から●●番地先」、現況「畑」、面積「38, 216.58㎡」。3 申請の理由 譲渡人「既に農地を譲渡しており、隣接する当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。」、譲受人「売買した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。」、4 経営の状況 区分「譲渡人」、自作地「325, 280㎡」、借入地「57, 929㎡」、合計「383, 209㎡」。

続きまして、4 ページをお開きください。その2 1 申請人の住所・氏名。譲渡人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」、譲受人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」。2 申請の土地。所在「遠軽町●●●」、地番「●●地先」、現況「畑」、面積「1, 154.55㎡」。3 申請の理由 譲渡人「既に農地を譲渡しており、隣接する当該地（河川敷地）の権利についても譲渡したい。」、譲受人「売買した農地に隣接する当該地の権利も譲り受け、営農の充実と生産性の向上を図りたい。」。4 経営の状況 区分「譲受人」、自作地「971, 608.82㎡」、借入地「243, 068.18㎡」、合計「1, 214, 677㎡」。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号「その1」の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「その2」の質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第1号「その2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第1号「その2」の審査が終了しましたので、「●●番 ●●委員」  
を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第1号「その2」につ  
いては、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議案第2号

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議  
題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 5ページをお開きください。議案第2号「農地法第3条の規定による許  
可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記のと  
おり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和6年3月6  
日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号4、所有権移転です。所在「●●●●」、地番「●●外全10  
筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「10筆合計42,209  
㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、労働力 ●● ●  
●「0人」、●● ●●「2人」、経営面積・畑「●● ●● 385,  
754㎡」、申請理由 ●● ●●「譲受人の希望により譲渡」、●●  
●●「経営規模拡大のため」。位置図については、6ページをご参照くだ  
さい。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ  
る農用地利用集積計画について」の9件を議題といたします。

事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 7ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年3月6日提出。  
遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号61から66は、賃貸借です。整理番号61、所在「●●●●」、地番「●●●外2筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「3筆合計35,514㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年」金額「10a当り3,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、10ページをご参照願います。

続きまして、整理番号62、所在「●●●●」、地番「●●●の内外全5筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「5筆合計20,000㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和11年3月6日」、期間「5年」、金額「年60,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、11ページをご参照願います。

続きまして、整理番号63、所在「●●●●」、地番「●●●外3筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4筆合計27,580㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年」、金額「年72,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、12ページをご参照願います。

続きまして、整理番号64、所在「●●●●」、地番「●●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「10,199㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年」、金額「10a当り2,400円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、12ページをご参照願います。

続きまして、整理番号65。所在「●●●●」、地番「●●●の内」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「8,500㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和16年3月31日」、期間「10年」、金額「年20,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、12ページをご参照願います。

続きまして、整理番号66。所在「●●●●」、地番「●●●外2筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「3筆合計14,441㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関

係「賃借権」、始期「令和6年3月7日」、終期「令和11年3月31日」、期間「5年」、金額「年43,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。位置図については、13ページをご参照願います。

続きまして、使用貸借権であります。整理番号67。所在「●●●」「●●●」「●●●」、地番「●●外全20筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目全て「畑」、面積「20筆合計394,120㎡」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「使用貸借」、法律関係「使用貸借」、始期「令和6年4月1日」、終期「令和26年3月31日」、期間「20年」、金額「無償」。位置図については、14ページをご参照願います。

続きまして9ページ、所有権移転です。整理番号68。所在「●●●」、地番「●●外2筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「3筆合計16,663㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年3月7日」、支払期限「令和6年6月28日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「1,280,000円」、支払方法「指定口座振込」。

続きまして、整理番号69。所在「●●●」、地番「●●外1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「2筆合計5,289㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年3月7日」、支払期限「令和6年6月28日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆400,000円」、支払方法「指定口座振込」。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号61」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号62」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号63」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号64」の質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号64」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第3号「整理番号64」の審議が終了しましたので、「●●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第3号「整理番号64」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「整理番号65」の質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号65」についての質疑を行います。

質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第3号「整理番号65」の審議が終了しましたので、「●●番 ●  
●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。笹原委員に申し上げます。議案第3号「整理番号65」  
については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「整理番号66」の質疑を行います。「農業委員  
会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する  
委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第3号「整理番号66」についての  
質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第3号「整理番号66」の審議が終了しましたので、「●●番 ●  
●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします。●●委員に申し上げます。議案第3号「整理番号66」  
については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第3号「整理番号67」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号68」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号69」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」2件を議題としま  
す。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 15ページをお開きください。議案第4号「あっせん委員の指名につ  
いて」。別紙の者より、所有農地のあっせん申し出があったので、下記  
の者をあっせん委員に指名する。令和6年3月6日提出。遠軽町農業委  
員会会長 石丸 博雄。

16ページをお開きください。その1 1 あっせん申出人、住所  
「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土  
地、所在「●●●」、地番「●●外4筆」、地目公簿・現況共に「畑」、  
面積「5筆合計37, 105㎡」。3 あっせん申出の内容「売買」。  
位置図については、18ページをご参照願います。

続きまして、17ページ。その2 1 あっせん申出人、住所「千葉

県●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、地目公募・現況共に「畑」、面積「2筆合計16,927㎡」。3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、19ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「その1」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第4号「その2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第4号「その1」のあっせん委員は、8番 小山田委員、12番 西原委員を、議案第4号「その2」のあっせん委員は、7番 須藤委員、17番 佐藤委員を指名します。  
各委員は、よろしく願います。

議 長 次に、追加議案、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」1件を議題といたします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 追加議案の2ページをお開きください。議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年3月6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

所有権移転であります。整理番号70、所在「●●●」「●●●」、地番「●●外6筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「7筆合計95,363㎡」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年3月7日」、支払期

限「令和6年5月31日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「全筆8,000,000円」、支払方法「指定口座振込」。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「整理番号70」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。

これをもちまして、令和5年度第10回遠軽町農業委員会総会を閉会します。